



今月の まちからのお知らせ

医療制度・補助事業・税情報など、町から特にお伝えしたい大切な情報です。

問=問い合わせ先 ☎=電話番号 ※各課の電話番号は2ページに掲載

01

住民登録の届け出を お忘れなく

問 税務住民課

税務住民室 戸籍年金係

「住民票」は、住んでいる居住地の証明や選挙、年金など行政サービスの基になるものです。引っ越しをするときは、住民票の異動手続きを忘れずにしましょう。

■引っ越しした際の手続き

| 種類 | 届出の時期 | 持参するもの |
|-----|---------------------------------------|---|
| 転入届 | 住み始めてから14日以内 ※住み始める前に手続きすることはできません | <ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類（運転免許証など） ※なりすましや不正な届出・請求を防ぐため、住民登録や証明書発行の際は「本人確認書類」の提示をお願いします。 |
| 転出届 | 転出する前または 転出してから14日以内 | <ul style="list-style-type: none"> （お持ちの方は）マイナンバーカードまたは住基カード 転出証明書（転入する場合） |
| 転居届 | 町内で転居してから 14日以内 | <ul style="list-style-type: none"> 委任状（代理人が手続きする場合） 印鑑や保険証、各受給者証など（必要に応じて） |

●住民票などの交付を制限できます

DV（配偶者などからの暴力）やストーカー、児童虐待などの被害者を保護するための支援措置として、住民票および戸籍の附票は、被害者からの申し出により警察などの公的機関に状況確認の上、交付を制限することができます。

また、加害者から離婚届などの戸籍届書の記載事項証明書などの請求があった場合、あらかじめ申込書を提出することで、届書に記載してある住所や電話番号などを知られないようにすることができます。

●マイナンバーカードをお持ちの方が引っ越しされた場合

住所が変更されたら、マイナンバーカードの住所変更と継続利用手続きが必要です。転入届出日から90日間経過しても継続利用手続きをしなかった場合は、マイナンバーカードが失効しますのでご注意ください。

| 手続きできる方 | 持参するもの | マイナンバーカードの継続利用ができなくなる場合 | 手続きできずに失効した場合 |
|--|--|---|----------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 本人 同一世帯員 代理人 | <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード 交付時に設定した暗証番号 来庁者の本人確認書類（同一世帯員または代理人が手続きする場合） | <ul style="list-style-type: none"> 転入の届出をした日から90日が経過している 前住所地で届出した転出予定日から転入の届出をしないまま30日が経過している 転入の届出をした日が、住み始めた日から14日が経過している | マイナンバーカードを返納し、再交付申請をお願いします |

02

軽自動車などの
変更手続きはお済みですか？

軽自動車税（種別割）は、4月1日現在の所有者に課税されます。新規登録・名義変更・廃車の際は、お早めに手続きをしてください。

■手続きが必要な車種

車種によって手続きの窓口・問い合わせ先が異なりますのでご注意ください。

| 車種区分 | 窓口・必要なもの | | | |
|--|---|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車（排気量 125cc 以下） ・ミニカー ・小型特殊自動車（フォークリフト、農耕作業車など） | 役場税務住民課 税務住民室 税務係 <table border="1"> <tr> <td> 新たに車両を購入したとき（新規登録） 新しい車両の販売証明書や車体番号が分かるもの </td> <td> 使用しない車両を処分したとき（廃車） 車両に付けていたナンバープレート </td> <td> 所有者・使用者を変更したとき（名義変更） 手続きに必要なものはありません </td> </tr> </table> | 新たに車両を購入したとき（新規登録） 新しい車両の販売証明書や車体番号が分かるもの | 使用しない車両を処分したとき（廃車） 車両に付けていたナンバープレート | 所有者・使用者を変更したとき（名義変更） 手続きに必要なものはありません |
| 新たに車両を購入したとき（新規登録） 新しい車両の販売証明書や車体番号が分かるもの | 使用しない車両を処分したとき（廃車） 車両に付けていたナンバープレート | 所有者・使用者を変更したとき（名義変更） 手続きに必要なものはありません | | |
| 軽二輪車 (排気量125cc超250cc以下) | 北海道運輸局 旭川運輸支局 (旭川市春光町 10 番地 ☎ 050-5540-2003) | | | |
| 二輪の小型自動車 (排気量 250cc 超) | 旭川地方自家用自動車協会 (旭川市春光町 10 番地 ☎ 51-1221) | | | |
| 三輪・四輪以上の軽自動車 | 全国軽自動車協会連合会 旭川事務所 (旭川市春光 6 条 5 丁目 1-23 ☎ 050-3816-1765) | | | |

※車両入れ替えの場合も、手続き（新規登録・廃車）が必要です。ナンバーを引き継いで使用することはできません。

●軽自動車税（種別割）の税率

| 車種区分 | 総排気量 または 定格出力 | 税率（年額） |
|---------|------------------------------------|---------|
| 原動機付自転車 | 50cc 以下 または 0.6kw 以下 | 2,000 円 |
| | 50cc 超 90cc 以下 または 0.6kw 超 0.8w 以下 | 2,000 円 |
| | 90cc 超 125cc 以下 または 0.8kw 超 | 2,400 円 |
| | ミニカー（三輪以上で 20cc 超 50cc 以下） | 3,700 円 |
| 小型特殊自動車 | 農耕作業用自動車（乗用） | 2,000 円 |
| | その他（農耕作業用以外） | 5,900 円 |

問
税務住民課
税務住民室 税務係



よくあるご質問

Q. 納税証明書（車検用）はもらえないのですか？

A. 車検時に検査員が軽 JNKS※1で納付情報を確認することができ、検査窓口での納税証明書の提示が原則不要となったため、口座振替で納付された方への納税証明書送付は行っていません。しかし、納付直後により軽 JNKS※1に反映されていないなどの場合は、引き続き納税証明書が必要となります。必要な方は、本人確認書類（免許証など）をご持参のうえ、税務住民課窓口へお越しく下さい。詳しくは地方税共同機構ホームページをご確認ください。

※1 軽 JNKS とは 令和 5 年 1 月に運用開始された「軽自動車税納付確認システム」のこと。

Q. 年度途中で車両を廃車にしました。税金はどうなりますか？

A. 軽自動車税（種別割）は 4 月 1 日に対象となる車両を所有（使用）されている方に課税されます。年度の途中で廃車をされても使用月数に応じて課税したり、還付などはありません。

小型特殊自動車をお持ちの方へ

地方税法上、小型特殊自動車は、公道を走る・走らないに関係なく、毎年4月1日現在の所有者に軽自動車税(種別割)が課税されます(工場内や田畑でしか使用しない場合でも)。

そのため、右表の規格に該当する小型特殊自動車を所有されている場合、**固定資産税(償却資産)**としては申告せず、**軽自動車税の申告および登録**をしていただくようお願いします。

なお、すでに軽自動車税(種別割)として申告して登録されている場合は必要ありません。

●軽自動車税(種別割)の課税対象となる小型特殊自動車の規格

| 種類 | 小型特殊自動車 | |
|------|--------------|---------------------------------------|
| | 農耕作業用自動車(乗用) | その他(農耕作業用以外) |
| 大きさ | 制限なし | 長さ 4.7m 以下 幅 1.7m 以下 高さ 2.8m 以下 |
| 最高速度 | 35km/h 未満 | 15km/h 以下 |
| 総排気量 | 制限なし | |

(道路運送車両法施行規則第2条別表第1から抜粋)

農耕作業用自動車(乗用)

- ・乗用農耕トラクター
- ・乗用田植機
- ・乗用コンバン
- ・乗用ブームスプレーヤ
- ・乗用ビークル
- ・農耕用トレーラ※2
- ・国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車(型式認定番号「農〇〇〇〇号」のもの)など

※2 令和元年12月25日付け国土交通省告示第946号により、農耕用トレーラは上表の「小型特殊自動車の規格」の要件を満たすものが軽自動車税(種別割)の課税対象となりました。

その他(農耕作業用以外)

- ・フォークリフト
- ・ショベルローダー
- ・タイヤショベル(ホイールローダー)
- ・国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車など

償却資産の申告が必要なもの

- 最高速度35km/h以上の農耕用作業用自動車
 - 最高速度15km/hを超える産業・建設車両など
- ※大型特殊自動車には軽自動車税(種別割)は課税されませんが、事業用資産の場合には固定資産税の課税対象となりますので、**償却資産の申告が必要**になります。

どちらも大型特殊自動車に該当します



04 ピピカフェ比布駅の定休日が変わります

4月から、比布駅内交流スペース「ピピカフェ比布駅」の定休日が毎週月曜日に変わります。引き続き、皆様のご利用をお待ちしています。



●令和7年4月1日から

定休日 毎週火曜日から**毎週月曜日**に変更
営業時間

- ・4月～9月 午前10時～午後6時
- ・10月～3月 午前10時～午後4時

問・商工観光課 商工観光振興室 経済活性化係
・ピピカフェ比布駅 ☎ 73-8388

03 比布町史第4巻を発行しました

ぴっぷ130年記念事業として、平成9年発行の第3巻(百年記念史)から約30年ぶりとなる「比布町史第4巻(平成史)」を発行しました。主に平成期の町の歩みを記録しています。

●比布町史第4巻(平成史)

規格 B5版 / 884ページ

価格(税込)・比布町民 4,000円
・同郷会員 5,000円
・町外の方 6,000円

※送料は実費負担(着払い)



販売・取扱窓口
問 総務企画課 総合政策室 まち発信係

05 高齢者等に証明書をお届けする 宅配サービスのお知らせ

問 税務住民課 税務住民室 戸籍年金係

高齢や身体障がい、要介護認定を受けているなどの理由で役場窓口に出向くことが困難な方に、役場職員が各種証明書を宅配するサービスを実施しています。

対象者（利用できる方）

- 比布町に住民登録がある満75歳以上の高齢者
- 身体障がい者手帳2級以上、または、要介護認定3以上の方

利用方法

- ① 役場税務住民課（☎85-4803）に電話※し、「住所」「氏名」「証明書の種類」「枚数」を伝える。
※電話受付は、月曜日から金曜日まで（休日・祝日を除く。）の午前9時から午後5時までです。
- ② 役場職員が訪問する。
- ③ 宅配サービスの申請書に必要事項を記入する。
- ④ 本人確認ができるものを提示する。
- ⑤ 証明書の発行手数料を支払う。

利用できる（宅配する）日時

受付翌日以降の午前10時から午後3時まで。受付日が休日前の場合は、休み明けの平日になります。

取扱証明書

- 住民票の写し・印鑑登録証明書
- 所得証明書・課税証明書・非課税証明書
- 所得課税証明書・納税証明書
- 固定資産評価通知書・固定資産評価証明書

手数料

宅配手数料は無料ですが、各証明書の発行手数料は有料です。おつりのないように準備してください。

証明書の予約サービスも実施しています

仕事などで平日に役場に出向くことができない方は、役場開庁日の午前9時から午後5時までに電話で予約すると、土曜日・日曜日・祝日に役場で受け取ることができます。予約できる証明書は、宅配サービスの取扱証明書と同じです。

06 マイナンバーカードの 申請から交付までお手伝いします

問 税務住民課 税務住民室 戸籍年金係

高齢や身体障がい、要介護認定を受けているなどの理由で役場窓口に出向くことが困難な方に、役場職員が訪問しマイナンバーカードの手続きをお手伝いするサービスをしています。



対象者は次の全てに該当する方です

- ① マイナンバーカードを初めて申請する方
- ② 比布町に住民登録があり、次のいずれかに該当する方
 - ・75歳以上のみの世帯で、介助があっても役場への来庁が困難な方
 - ・要介護認定4以上の方
 - ・身体障害者手帳1種1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方
- ③ 介助が必要な場合に、介助者が同席できる方
- ④ 個人番号通知カード、および、住基カードを所有している場合、申請時に返納できる方

※施設等に入所している方や、すでにカードの申請をしている方は対象外です。

訪問可能時間

役場開庁日の午前10時から正午まで、または、午後1時から3時まで

申込方法

希望日の3日前までに税務住民課に電話（☎85-4803）で予約してください。必要なものなどをお知らせします。

日程調整しますが、希望日に訪問できない場合もあります。